

司法試験 重要問題習得講座

添削オプション問題冊子
刑法・刑事訴訟法



第3問

刑法

以下の事例に基づき、甲の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

- 1 甲は、ある日の深夜、キャバクラで豪遊していたところ、隣の卓に幼いころから因縁のあったAに似た男性が座っていることに気付いた。酒を飲んでいたこともあり、こみ上げてきた怒りを制御できなくなった甲は、机の上に置いてあったシャンパンボトルを片手に立ち上がり、Aに似た男性が座っている卓に向かっていき、痛めつける目的で顔を確認することもなくシャンパンボトルで男性の後頭部を思いっきり殴りつけた。その結果、男性は血を流して床に倒れたが、激高した甲は殺意を抱き、「お前には昔から腹が立っていたんだ。落とし前を付けてもらおうか。死ね、この野郎。」と叫びながら、倒れている男性の腹部や頭部を何度も蹴りつけて出血させた。
- 2 あまりにも激しい甲による暴行に死の危険を感じた男性は、甲の暴行を逃れようとしてキャバクラの裏口まで走って逃げ、ドアを開けて勢いよく飛び出した。もっとも、当時キャバクラの裏手側では大規模な建設工事が行われており、建設作業員用の高さ10メートルほどの足場が組み立てられていたところ、男性が勢いよく飛び出した瞬間に足場を支える支柱を蹴り飛ばしてしまった結果、足場が崩れて男性の頭上に崩れ落ちてしまった。その結果、男性は足場につぶされたことが原因で死亡した。その後、甲がAだと思っていた人物は実はBであることが判明した。なお、建設作業用の足場に整備不良はなく、歩行者がぶつかった程度では崩れることはなかったが、Bの勢いと蹴り飛ばした箇所が悪かったことが相まって不幸にも崩れてしまったという事情があった。

第17問

刑法

以下の事例に基づき、甲の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

Aの唯一の法定相続人である甲は、相続によりAの全財産を手に入れるため、Aを自動車で人気のない山中に連れて行って殺害する計画を立てた。甲はAを殺害するための包丁を用意して自動車でAの家に赴き、荷物を持って来たので家の中に運ぶのを手伝ってほしいと言ってAを呼び出した。そして、トランクの中を覗き込んだAの後頭部を包丁の柄の部分で強打して意識を失わせ、意識を回復しても声を出せないように手拭いで猿ぐつわをかませて口と鼻を覆った上でトランクに閉じ込め、約5キロメートル離れた山中に向かって出発した。約10分後、車が殺害予定現場に到着し、甲がトランクの蓋を開けたところ、Aは手拭いで口と鼻を覆われたことによって窒息し、既に死亡していた。なお、甲は、トランクに閉じ込めただけでAが死亡するとは思ってもいなかった。

第 24 問

刑 法

以下の事例に基づき、甲、乙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

- 1 甲（30歳、男性）は乙（30歳、男性）と小学校以来の友人だったものの、乙が昔から不良仲間と親しげにしており、様々な犯罪に手を染めていたことには感心していないかった。そのため、甲は乙から犯罪を勧められてもその都度やめるよう説得しつつ、自身は犯罪に手を染めないようにしていた。
- 2 ある日、乙は甲に対して「実は、今度、資産家Aの家に強盗に入る計画を立てようと思っているんだ。お前の家にいい感じのサバイバルナイフがあつただろ？あれを貸してくれよ。頼む。謝礼は渡すからさ。」と依頼した。乙があまりにもしつこく依頼してきたからか、甲は乙への対応が面倒になり、「わかったわかった。サバイバルナイフを貸せばいいんだろ。貸してやるから俺に犯罪の依頼をするのはこれっきりにしてくれ。わかったな。謝礼もいらないから。頼むよ。」と述べながら、しぶしぶ乙に対して自宅にあったサバイバルナイフを貸し渡した。
- 3 その後、乙は、普段からよく遊んでいる犯罪仲間の丙（31歳、男性）と丁（35歳、男性）に電話をかけ「近所に住んでるAって奴がかなりの資産家で強盗に成功すればかなりの稼ぎになるらしいんだ。どうだ、俺と一緒にAの家に強盗に入らなんか。」と伝えた。これに対して、丙と丁はいずれも強盗に入ることを了承した。後日、乙、丙、丁は近所のカフェに集まり、各々が考案した犯罪計画をすり合わせた。この話し合いによって、各々がナイフをそれぞれ用意すること、分け前は三人で3等分することが合意された。
- 4 ところが、犯行当日の朝、乙は自宅玄関前に出たところ偶然通りかかった自動車と衝突し、両足を骨折してしまった。犯行に加担できないことが明らかとなってしまったため、乙は丙と丁に架電し、「すまない、事故に遭って俺は計画に参加できなくなった。今回は降りる。じゃあな。」と述べた。これに対し、丙と丁は「わかったよ。」と返した。その後、丙と丁は二人で計画を遂行しようという話になり、A宅に強盗に押し入り、犯行計画のとおりに現金や貴金属を奪って逃走した。

第33問

刑法

以下の事例に基づき、甲の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

- 1 暴力団組員である甲（28歳、男性、身長165センチメートル、体重60キログラム）は、ある日、事務所付近の路上を歩いていたところ、対立している組のA（20歳、男性、身長180センチメートル、体重85キログラム）と偶然鉢合わせた。すると、Aは、突然、着衣の中からスタンガン（高電圧によって相手にショックを与える護身具）を取り出して甲に向けて襲い掛かってきた。甲は、一度は身をかわして逃げたものの、執拗にAが追いかけてきたため、狭い路地に追い込まれて逃げ場がなくなった。その後、Aが「死ねこら。」と言いながらスタンガンを再度向けてきたため、甲は、自己の身を守るために、Aに対し、とっさに拳でその顔面を軽く1回殴ったところ、Aは、転倒して路面に頭部を強く打ち付け、急性硬膜下血腫の傷害を負い、そのまま意識を失った。
- 2 約1分後、甲は、Aが身動きせず、意識を失っていることを認識したが、Aに対する怒りから、Aに対し、「お前、俺をなめているのか。」などと怒鳴りながら足で腹部を複数回強く蹴り付けて怪我をさせた。
- 3 その後、ぐったりしたAを見た甲は、同人が死亡したと考えた。その数秒後、Aの上着ポケットからは財布が飛び出しており、これを見つけた甲は金策に窮していたこともあり、財布を抜き取って持ち去った。もっとも、甲がAの財布を抜き取った時点ではAは生存しており、甲が現場を去った数時間後に頭部の傷害が原因で死亡した。

第 53 問

刑 法

以下の事例に基づき、甲及び乙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（建造物侵入罪及び特別法違反の点を除く。）。

甲は、金に困っていたため、振り込め詐欺により、金員を得ようと考えた。そのためには、まず通帳とキャッシュカード（以下、通帳とキャッシュカードを総称して「通帳等」という。）が必要であると考えた甲は、自己の舍弟であり何でも言うことを聞く乙に対して、「乙名義の銀行口座を新しく作って、俺に使わせてくれ。」と頼んだ。

乙は、これを了承し、A銀行の窓口へ行き、担当者に対して、甲に使用させることを秘し、新規口座の開設を依頼した。乙が自分で口座を利用する信じた担当者は、乙名義の口座を開設し、A銀行の通帳等を乙に交付し、乙は甲にこれを手渡した。なお、A銀行の取引約款において預金口座、預金債権の譲渡等は一切禁じられており、それに反する口座開設は金融機関の信用性維持という観点から謝絶していた。

その後、甲は、電話帳で調べたB宅へ電話をかけ、「あー、お母さん。俺だよ、俺。さっき、バイクで事故を起こしちゃって、相手に怪我をさせちゃったんだ。相手の人は今日中に100万円振り込まないと警察へ通報すると言っているんだ。すまないけど、今から言う口座番号に100万円を振り込んでくれないか。」などと嘘をつき、A銀行の乙名義口座の口座番号を教えた。これを信じたBは、甲の指示どおりに、同口座に100万円を振り込んだ。

翌日、甲は、A銀行のATMを操作して、Bが振り込んだ現金100万円を引き出した。

第 59 問

刑 法

以下の事例に基づき、甲の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

- 1 甲は、A高校を卒業した者であるが、A高校の校則が厳しかったことから充実した高校生活を送れなかつたと考え、その仕返しをしようと考えた。そこで、甲は、ある日の深夜、何か嫌がらせができるないかと考えながら、A高校の敷地内へ立ち入った。
- 2 A高校には、校舎のほかに体育館と教師が寝泊まりするための宿舎があり、宿舎を中心にして、それぞれ10メートルほどの木造の渡り廊下でつながっていたところ、宿舎で甲の担当教諭を務めており、日頃から甲を叱りつけていたBが宿直を務めているのを見た。そこで、甲は、体育館に火をつけて、Bを困らせてやろうと考え、体育館の裏手にある倉庫内に火のついた新聞紙を投げ入れて、その場から逃走した。新聞紙は、倉庫内に保管されていたマットの下に落ちたため、火はマットに燃え移り、マットが全焼したものの、マットから倉庫に燃え移ることはなかった。なお、倉庫と体育館は一つの建造物と考えてよく、また甲が倉庫内に火のついた新聞紙を投げ入れた時、体育館は無人であったものとする。

第3問

刑事訴訟法

【問題】

警察官Kは、V（50代女性）が何者かに殺害されキャッシュカードを奪われた事件（以下「本件強盗殺人事件」という。）につき、犯人の行方を捜査していたところ、AコンビニエンスストアB店に設置されたATMにてVのキャッシュカードが使用されたことが判明した。また、防犯カメラ画像により、ATMを操作した人物は中年の男であることが確認された。

Kは、防犯カメラ画像をプリントアウトし、Vの関係者らに聞き込み捜査を行った。すると、複数の関係者から、Vが経営していた会社で雇われていた甲に似ていること、甲は数年前に会社の金を横領して解雇されたことが報告された。

Kは、防犯カメラ画像の男と甲の同一性を確認したいと考えたが、Vの関係者らはいずれも甲の写真などを所持していなかった。そこで、Kは、甲の自宅近くの公道上に捜査車両を設置し、その中から、甲の容ぼうを望遠レンズで撮影することとした。

後日、Kは撮影を決行し、自宅から公道に出てきた甲の容ぼうを撮影した（撮影①）。また、甲の帰宅後、カーテンが開放された窓から、居室内でくつろいでいる甲の容ぼうを撮影した（撮影②）。

〔設問〕

撮影①及び撮影②の適法性について論じなさい。

第13問

刑事訴訟法

1 司法警察員Kは、いわゆるオレオレ詐欺の事案で、「受け子」として被害者から現金を受け取ろうとしたXを逮捕した。

その後の取調べにおいて、Xは事実を素直に認め、犯行グループの実態についても詳細に説明した。その結果、犯行グループはA市内にあるBマンション205号室（以下「205号室」という。）を拠点としていること、同所には受け子らへの指示役として甲が常駐していること、甲は定期的に名簿業者から個人情報を購入していること、購入した個人情報はUSBメモリに記録された状態で205号室に郵送されてくることが判明した。

また、Xによれば、甲は常に警察の捜査を警戒しており、上記USBメモリにはパスワードをかけ、その入力を一度でも間違えればデータが消去されるようにしているとのことであった。

2 Kは、甲ほか複数名を被疑者とする詐欺の事実で捜索差押許可状を請求し、捜索すべき場所を「205号室」、差し押さるべき物を「本件に関係ありと思料されるUSBメモリ」等とする捜索差押許可状の発付を受けた。その上で、司法警察員Qらとともに205号室に赴き、甲を立会人として同所の捜索を開始した。

捜索開始から数分後、宅配業者が訪れ、甲宛ての小包を配達し、甲がこれを受領した。Kは、甲に対して小包の中身を見せるように要求したが、甲がこれを拒んだため、①甲から小包を取り上げた上で中身を捜索した。しかし、小包の中身はUSBメモリではなく、明らかに本件と関係しない物件しか発見されなかった。

一方、Qは、室内のデスク上に複数のUSBメモリが置かれているのを発見した。甲は、「どれも未使用なので、データは保存されていませんよ。そこにあるパソコンで確認してみてください。パスワードは全て『0000』のままでですから。」と述べたが、Qはこれに応じず、②データの有無や内容を確認することなく全USBメモリを差し押された。

3 Qは、警察署に戻ると、専門職員に依頼して、③差し押されたUSBメモリに記録されたデータを解析した。その結果、いずれのUSBメモリにも多数の個人情報が記録されていることが判明し、その中には過去に発生した被害者の情報も含まれていることが確認された。

〔設問〕

上記①ないし③の各検査の適法性について論じなさい。

第 28 問

刑事訴訟法

検察官Pは、「被告人は、ガス自殺をしようと考え、令和6年12月27日午後7時ころ、被告方において、キッチン及びダイニングが一体となった部屋を密閉した上、ガスの元栓を開いて可燃性ガスを流出させ、部屋中に充満させたが、同ガスには一酸化炭素が含まれておらず自殺できなかつたため、ガス爆発により自殺することとし、ガスコンロの点火スイッチを作動させて点火し、同ガスに引火、爆発させて火を放ち、よつて、被告人の妻Aも居住する被告方を全焼させ焼損した」との公訴事実により、甲を現住建造物放火の罪で起訴した。

弁護人Lは、甲がガスを充満させたことは争わないが、点火スイッチが作動したのは、甲がガスを吸つて意識を失い倒れ込んだ際、その頭部が点火スイッチに当たつたためである旨を主張した。

以上を前提として、以下の各設問に答えなさい（各設問は相互に独立した問い合わせである。）。

〔設問1〕

裁判所は、審理の結果、甲が故意にガスコンロの点火スイッチを作動させたものと判断し、罪となるべき事実を次のとおり認定したいと考えている。「被告人は、ガス自殺をしようと考え、令和6年12月27日午後7時ころ、被告方において、キッチン及びダイニングが一体となった部屋を密閉した上、ガスの元栓を開いて可燃性ガスを流出させ、部屋中に充満させたが、同ガスには一酸化炭素が含まれておらず自殺できなかつたため、ガス爆発により自殺することとし、ガスコンロの点火スイッチを頭部で押し込む方法により作動させて点火し、同ガスに引火、爆発させて火を放ち、よつて、被告人の妻Aも居住する被告方を全焼させ焼損した」。

裁判所は、訴因変更手続（刑事訴訟法第312条第1項）を経ることなく同事実を認定することができるか。

〔設問2〕

Lは、上記の主張に加えて、家電製品の部品から出る火花や静電気等によってガスの引火・爆発が生じた可能性があると主張した。

裁判所は、審理の結果、ガスへの引火・爆発の原因が点火スイッチの作動であるとは断定できないが、現場の状況等に照らせば偶發的な事故や失火によるものとは考えられず、被告人の意図的な行為によって引き起こされたものと推認できると判断した。そして、罪となるべき事実を次のとおり認定したいと考えている。「被告人は、ガス自殺をしようと考え、令和6年12月27日午後7時ころ、被告方において、キッチン及びダイニングが一体となった部屋を密閉した上、ガスの元栓を開いて可燃性ガスを流出させ、部屋中に充満させたが、同ガスには一酸化炭素が含まれておらず

自殺できなかったため、ガス爆発により自殺することとし、何らかの方法により、同ガスに引火、爆発させて火を放ち、よって、被告人の妻Aも居住する被告方を全焼させ焼損した」。

裁判所は、訴因変更手続を経ることなく同事実を認定することができるか。なお、審理の過程において、検察官はガスコンロの点火スイッチを作動させること以外の点火方法を主張しておらず、裁判所もそのような主張をする予定があるか否かを確認していなかったものとする。

第38問

刑事訴訟法

甲は、交際相手のVを殺害するために包丁で刺したが死亡させるには至らなかったものとして、殺人未遂の罪で起訴された。公判前整理手続において、甲の弁護人は、「甲がVを刺したことは争わないが、殺害の意図はなかった」旨の予定主張を明示した。

以上を前提にして、以下の各設問に答えなさい（各設問は相互に独立した問い合わせである。）。

〔設問1〕

公判前整理手続において、検察官は「被害状況等」を立証趣旨としてVの証人尋問を請求し、裁判所はこれを採用した。その後、本件の争点は殺意の存否であることが確認され、公判前整理手続は終了した。

公判期日において、Vは証人として出頭し、検察官の質問に対して、「甲は包丁を手に持ち、『お前を殺して俺も死ぬ』と言いながら近づいてきました。」と証言した。すると、弁護人は、「異議あり。ただ今の証言は伝聞供述に該当します。」と申し立てた。

裁判長から異議に対する意見を求められた検察官は、どのような回答をすべきか。

〔設問2〕

公判前整理手続において、検察官は「犯行の動機」を立証趣旨として、甲の自宅から発見された日記帳の取調べを請求した。同日記帳の事件前日のページには、「Vが浮気していた。信じていたのに。許せない」などと記載されている。

検察官の請求に対し、弁護人が「不同意」との証拠意見を述べた場合、裁判所は同日記帳を証拠として採用することができるか。なお、争点は殺意の存否と整理されるものとし、日記帳の作成者は甲であると認められるものとする。

〔設問3〕

公判前整理手続において、検察官は「犯行状況等」を立証趣旨として、捜査段階で作成された甲の検察官面前調書の取調べを請求した。同検察官面前調書には、「事件当日、Vを殺して自分も死のうと考えていました」などと記載されており、その末尾には甲の署名及び指印がなされている。

検察官の請求に対し、弁護人が「不同意」との証拠意見を述べた場合、裁判所は同検察官面前調書を証拠として採用することができるか。なお、争点は殺意の存否と整理されるものとする。

第47問

刑事訴訟法

甲は、自動車を運転して交差点を直進する際、対面信号が赤色であることを見落とし、そのまま進行したことにより、右方から進行してきたVの運転する自動車と衝突し、同人に傷害を負わせたものとして、過失運転致傷の罪で起訴された（以下、甲が運転していた車両を「甲車」、Vが運転していた車両を「V車」という。）。しかし、甲は、当時の対面信号は青色であった旨主張し、弁護人も、甲には過失がなく無罪である旨主張した。そこで、検察官は、事故状況を目撃した通行人Aの証人尋問を請求し、裁判所はこれを採用した。

以上を前提として、以下の各設問に解答しなさい（各設問は互いに独立した問い合わせる。）。

〔設問1〕

証人尋問において、Aは、「事故の直前、甲車の対面信号は赤色でした」などと証言した。証人尋問の終了後、弁護人は、A証言の証明力を争うための証拠として、刑事訴訟法第328条に基づき、Aとは別の目撃者であるB作成の供述書（以下「B供述書」という。）を証拠請求した。B供述書には、「甲車が交差点に進入した際、その対面信号は青色でした」などと記載されている。

裁判所は、B供述書を証拠とすることができるか。なお、検察官は不同意の証拠意見を述べているものとする。

〔設問2〕

証人尋問において、Aは、「事故の直前、甲車の対面信号は赤色でした」などと証言した。証人尋問の終了後、弁護人は、A証言の証明力を争うための証拠として、刑事訴訟法第328条に基づき、Aの友人であるC作成の供述書（以下「C供述書」という。）を証拠請求した。C供述書には、「事故後にAと会った際、Aは、『甲車の対面信号は青色だった』と説明してくれました」などと記載されている。なお、C供述書にはCの署名及び押印があるが、Aの署名や押印はなされていない。

裁判所は、C供述書を証拠とすることができるか。なお、検察官は不同意の証拠意見を述べているものとする。

〔設問3〕

証人尋問において、Aは、「事故の直前、甲車の対面信号は青色でした」と証言し、検察官から「本当に青色でしたか」と重ねて質問されても、「青色だったと思います」などと証言した。

証人尋問の終了後、検察官は、改めてAの取調べを行い、Aから、「裁判では緊張から落ち着いて考える余裕がなかったのですが、改めて思い出すと、甲車の対面信号

は赤色でした」との供述を獲得し、これを録取した調書（以下「A検面調書」という。）を作成した。なお、A検面調書の末尾には、Aの署名及び押印がある。

その後の公判期日において、検察官は、A証言の証明力を争うための証拠として、刑事訴訟法第328条に基づき、A検面調書を証拠請求した。裁判所は、A検面調書を証拠とすることができますか。なお、弁護人は不同意の証拠意見を述べているものとする。

第 51 問

刑事訴訟法

1 司法警察員 P は、覚醒剤密売の嫌疑で有限会社甲に対する内偵捜査を進めていたところ、甲の関係者が暴力団関係者から宅配便で覚醒剤を仕入れているとの情報を入手した。そこで、宅配業者 A の営業所に対し、甲の事務所に係る宅配便の配達状況について照会した。その結果、甲の事務所には短期間のうちに多数の荷物が届けられていることや、ほとんどの荷物について配送伝票に不審な記載があることが判明した。

P は、甲の事務所に配達される荷物の中身を把握する必要があると考え、上記営業所の所長 B に対し、荷物の貸出しなどの協力を求めた。B はこれを承諾し、甲の事務所に配達予定の荷物（以下「本件荷物」という。）を P に貸し出した。

2 P が本件荷物についてエックス線検査（以下「本件エックス線検査」という。）を実施したところ、内容物を具体的に特定することまではできなかったが、その射影から、長方形の小袋が複数在中し、各小袋には細かな固形物が詰められていることが確認できた。なお、本件エックス線検査の実施に当たり、P は、荷送人及び荷受人の承諾を得ていなかったが、B の承諾を得ていることから令状を要しないものと判断していた。

本件エックス線検査の終了後、P は本件荷物を B に返却した。本件荷物は、通常の運送過程下に戻され、最終的には甲の事務所へ配達された。

3 その後、P は、本件エックス線検査の射影写真をその他複数の証拠とともに疎明資料として、甲の事務所に対する捜索差押許可状を請求し、その発付を受けた。P は、直ちに同所の捜索を開始し、同所に置かれていたデスク引き出しから覚醒剤（以下「本件覚醒剤」という。）を発見したため、これを差し押さえた。

〔設問〕

- 1 本件エックス線検査の適法性について論じなさい。
- 2 上記 1 の結論を踏まえて、本件覚醒剤の証拠能力について論じなさい。

